

各種調査結果の事業計画への反映について

●介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

アンケート項目	施策の方向性	事業名	事業内容	所管課
① 生活習慣の改善 “介護・介助が必要である”と回答した人の介護・介助が必要になった主な原因を性別でみると、男性では「脳卒中(脳出血・脳梗塞等)」、女性では「骨折・転倒」が多くなっています。高齢期を迎える以前からの健康づくりを継続して行えるよう、食育の推進や健康体操の普及などを通して、高齢者が心身や生活の状況に応じて健康づくりに自ら取り組み、生活習慣の改善につなげていくことが必要です。	2	健康教育(P64)	健康増進や生活習慣病の予防等、健康に関する正しい知識の普及を図り、区民の健康の保持増進を支援します。	向島保健センター 本所保健センター
	2	健康診査(P64)	特定健康診査(40歳以上の墨田区国民健康保険加入者)、75歳以上の健康診査(後期高齢者医療制度加入者)、生活習慣病予防健康診査(40歳以上の医療保険未加入者等)を実施します。	保健計画課
	2	特定保健指導(P64)	特定健康診査(40歳以上の墨田区国民健康保険加入者)を受診した結果、メタボリックシンドロームの該当者又は予備群として、生活習慣の改善が必要と判断された方を対象に、特定保健指導を実施します。また、メタボリックシンドロームには非該当でも、生活習慣病のリスクが高いと判定された方には「生活習慣病予防のための保健指導」を実施します。	保健計画課
	2	地域健康づくり(P65)	健康の維持増進と生活習慣病予防を推進するため、町会等へ専門職が出向き講演、相談等を実施します。	向島保健センター 本所保健センター
	2	食育啓発事業(P65)	『墨田区食育推進計画』に基づき、「みんなが笑顔でたのしい食環境を通じて豊かな人生をおくる」の実現に向け、多様な分野と柔軟で有機的な連携を図り、新たな取組を創造的に進める「協創」の食育を推進します。	保健計画課
	2	介護予防普及啓発(体操・脳トレ・栄養等教室)(P65)	介護予防の必要性を区民に普及啓発するため、区内在住の65歳以上の高齢者等で初めての方を対象に、有資格者による講師等のもとで実施します。事業への参加をきっかけに、継続して取り組めるよう支援します。	高齢者福祉課
② 介護予防の推進 運動器の機能低下リスク該当者や転倒リスク該当者など、何らかのリスクを抱えた高齢者が少なからずみられました。今後も引き続き高齢者一人ひとりが介護予防に取り組めるよう、高齢者支援総合センターが中心となって、介護予防事業等へつなげるとともに、区はそれを継続できるよう支援し、更に充実する必要があります。	2	高齢者健康体操教室(P65)	高齢者の健康維持とともに、交流の機会のもと生きがいづくりのため、NPO法人に委託し、体操教室を実施します。	スポーツ・学習課
	2	介護予防普及啓発(体操・脳トレ・栄養等教室)(P65)	再掲	高齢者福祉課
	2	介護予防普及啓発(講演会)(P65)	区内在住の65歳以上の高齢者等で初めての方を対象に、口腔やフットケア等の必要性を理解してもらうことを目的に、実施します。	高齢者福祉課
	2	地域介護予防活動支援(P65)	高齢者の自主的な健康づくりや介護予防活動が継続的に行われるよう、介護予防サポーター等の育成とそのステップアップを図ります。また、介護予防サポーター等を地域の有志が集まったグループ等(通いの場)に派遣するなど、地域に根ざした介護予防活動を推進します。 高齢者支援総合センターにおいて、介護者の負担軽減や、介護する・される方の孤立防止などを目的に、介護について気軽に話ができる通いの場や集いの場として、地域の方が中心となって運営する「ほっとカフェ」の立上げ支援を実施します。	高齢者福祉課
③ 社会参加の促進 高齢者の中には、定年後も仕事を続けている人や町会・自治会、老人クラブなどの地域活動に携わっている人、学習・スポーツなどを通して仲間とのふれあい、生きがいを楽しんでいる人、更にはNPO団体の活動やボランティア活動などに取り組んでいる人も少なくありません。 高齢化が急速に進む中、「健康寿命」の延伸と、健康な高齢期の生活・生きがいの充実を目指して、高齢者自身が地域社会の担い手の一員として、知識・技能・経験等を発揮できる就労機会の確保や、いきいきと主体的に地域社会で積極的な役割を果たすことのできるしくみづくり、地域との関わりが希薄な高齢者の地域活動への参加を促進するための取組など、高齢者の社会参加を一層促進することが必要です。	1	墨田区シルバー人材センターへの支援(P62)	地域社会での高齢者の更なる活躍を目指し、シルバー人材センターの運営を助成します。区内の団塊の世代以降の参入を目指し、高齢者の雇用を進める企業と連携を支援します。高齢者の就業機会の拡大を図るため、生活支援の担い手として家事援助サービスの拡大、労働者派遣事業を支援します。	高齢者福祉課
	1	セカンドステージ支援(P62)	団塊の世代等が地域で活躍するためのきっかけづくりとしてのシニア人材バンクの運営、シニア情報の収集・提供、生きがい事業を実施します。	高齢者福祉課
	1	老人クラブへの支援(P62)	老人クラブ活動の運営を推進するため、会員数に応じた助成や連合会への助成を実施します。昔遊び等を交えながら戦争前後の状況を語り継ぐため、DVD等の活用を支援します。地域のひとり暮らしやねたきりの高齢者家庭等を訪問し、話し相手や日常生活の援助、声かけなどの安否確認等を実施します。	高齢者福祉課

	1	ハローワークとの連携による就労相談(P62)	ハローワーク墨田との連携により就職相談、求人情報の提供を実施します。	経営支援課
	1	いきいきプラザ(P63)	高齢者がマシントレーニングや体操や会食などの各種教室に参加することで社会参画や自己実現を目指す拠点として運営します。自主事業への参画を支援し、区民ボランティアの育成を実施します。	高齢者福祉課
	1	高齢者福祉センター(立花・梅若ゆうゆう館)(P63)	地域の高齢者(原則として60歳以上)の健康増進を目的に、各種教養講座の開催や施設利用に関するサービスを実施します。	高齢者福祉課
④ ひとり暮らし高齢者及び高齢者のみ世帯に対する支援の充実 家族構成で「夫婦2人暮らし(配偶者65歳以上)」と「夫婦2人暮らし(配偶者64歳以下)」を合わせた「夫婦2人暮らし」が約4割を占めており、「1人暮らし」と回答した人も含めると、「1人暮らし」と「夫婦2人暮らし」が6割を超えています。今後、ひとり暮らし高齢者等の増加が予想される中で、住み慣れた地域で健康でいきいきと暮らし続けられるように熱中症予防をはじめ、介護予防や見守り活動、生活支援サービス等の充実が必要です。	4	緊急通報システム(P69)	ひとり暮らし高齢者等で慢性疾患のある方を対象に、急病等の緊急事態発生時の安否確認、救急車等出動支援を、東京消防庁との連携のもと実施します。また、電話での健康相談を実施します。制度利用の理解を得られるよう、高齢者みまもり相談室が老人クラブ、ケアマネ連絡会、介護保険事業者連絡会等で設置促進の周知を図るために取組み、必要な方々へのPRに努めていきます。	高齢者福祉課
	4	高齢者福祉電話(P69)	ひとり暮らし高齢者等で慢性疾患のある方を対象に、急病等の緊急事態発生時の安否確認、救急車等出動支援を、東京消防庁との連携のもと実施します。また、電話での健康相談を実施します。制度利用の理解を得られるよう、高齢者みまもり相談室が老人クラブ、ケアマネ連絡会、介護保険事業者連絡会等で設置促進の周知を図るために取組み、必要な方々へのPRに努めていきます。	高齢者福祉課
	4	配食みまもりサービス(P70)	ひとり暮らし高齢者等で炊事が困難な方を対象に、配食を通じて見守りを実施します。体調に合わせた普通食とおかゆ食等への対応に取り組みます。利用者が不在で緊急連絡先でも確認が取れない場合は、高齢者支援総合センター職員等が安否確認を実施します。	高齢者福祉課
	4	高齢者みまもり相談室(P70)	高齢者の在宅生活の安心・安全を提供するために、高齢者の相談や生活実態の把握、地域の関係者・団体とネットワークを構築しながら、特にひとり暮らし高齢者等孤立しがちな方を重点的に見守り、社会資源と結びつけて支援を行うなどの見守りネットワークの構築などを実施します。	高齢者福祉課
	4	高齢者見守りネットワーク事業(P70)	高齢者みまもり相談室が町会・自治会、老人クラブ等と連携して、ネットワークの充実を図ります。高齢者見守り協力員の育成を図ります。消費者センターと見守り関係者と定期的に情報提供・意見交換を実施します。	高齢者福祉課 産業経済課
	4	ふれあい訪問事業(P70)	地域のひとり暮らし高齢者世帯を墨田区高齢者相談員(民生委員)が訪問し、実態調査を実施します。	高齢者福祉課
	4	高齢者熱中症等対策事業(P70)	区の高齢者福祉施設等を猛暑避難所(涼み処)とします。熱中症になりやすい夏季の前後にかけて予防啓発に資する広報活動を実施します。	高齢者福祉課
	⑤ 地域コミュニティの活性化 地域で問題だと感じていることとして、「近所付き合いなど地域のつながりが希薄なこと」という回答が約2割、近所に見守りが必要な高齢者がいるかいないか「わからない」という回答が約6割ありました。高齢者がますます増加する中で、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、高齢者自身が積極的に地域とのつながりを深める必要があります。そのため、引き続き町会・自治会、老人クラブ、民生委員等の協力を得ながら、地域の交流の場の確保や世代間交流の促進などの取組を促進し、地域のつながりを確保することが必要です。	1	にこにこ入浴デー及び湯処・語らい亭(P63)	健康増進と地域の交流を目的に、公衆浴場で無料入浴デー(毎週木曜日又は金曜日)を実施します。また、毎月1回、開店前の公衆浴場を開放し、子どもを対象にした「入浴マナー講座」を行うなどの交流の場を提供します。
2		地域介護予防活動支援(P65)	再掲	高齢者福祉課
3		小地域福祉活動(P67)	社会福祉協議会において町会・自治会などの顔見知りの範囲での支え合い・助け合いの活動を推進します。ひとり暮らしの高齢者宅を定期的に訪問したり、ふれあいサロンでの交流や見守りや声かけを実施します。	厚生課 社会福祉協議会

	3	生活支援体制整備事業(P68)	地域における介護予防・生活支援サービスの構築に向けて、生活支援コーディネーターを配置します。地域にある社会資源を可視化し、新たなサービスの創出により、高齢者の自立生活を支援する体制を作っていきます。また、協議体を設置し、情報の共有・連携強化を進めます。	高齢者福祉課
	4	高齢者見守りネットワーク事業(P70)	再掲	高齢者福祉課
<p>⑥ 支え合い活動への参加促進 日常生活を送る上で不自由な状態になったとき、地域の人たちにしてほしい手助けは、「災害時の手助け」及び「安否確認の声かけ」が上位にあげられています。一方、地域では様々な支え合い活動が展開されています。こうした支え合い活動は、活動を通じて孤立している人々とつながり、その人と地域社会とのつながりを回復するという住民自身の活動であるからこそ可能な働きがあります。高齢化の進行に伴い、今後ともひとり暮らし高齢者や高齢夫婦のみの世帯の増加が見込まれます。ひとり暮らしになっても地域で安心して生活するためには、声かけ・見守りなどの地域での支え合い活動の活発化を促進することや、地域住民がひとり暮らし高齢者等にさりげなく気を配ることが大切です。そして、こうした支え合い活動に、地域づくりに参加意向を有している人を発見し、より多様な支え合い活動を基礎とした生活支援サービスを地域に広げていくことが求められています。</p> <p>⑦ 在宅療養体制の充実 長期の療養が必要になった場合に在宅療養を希望する人のうち、自宅での療養の実現性で「実現は難しいと思う」と回答した人は約3割でした。在宅療養の実現が難しい理由として、「家族に負担をかけるから」が最も多く、次いで「急に病状が変わったときの対応が不安だから」などがあげられています。医療制度改革による在院日数の短縮化や高齢者人口の増加などにより、今後在宅で療養する高齢者の増加が予測されます。こうした高齢者の在宅療養のニーズに対応し、医師会、歯科医師会、薬剤師会等と連携・協働して、医療と介護の連携に関する施策を充実する必要があります。</p>	4	要配慮者サポート隊の結成支援(P71)	住民の助け合いにより、災害時に配慮が必要な方の手助けをする「要配慮者サポート隊」を各町会・自治会に結成し、障害者や高齢者等の災害時の安全確保を図ります。	防災課
	4	高齢者見守りネットワーク事業(P70)	再掲	高齢者福祉課
	5	在宅医療・介護関係者の研修(P72)	在宅医療機関や介護事業関係者を対象に、医療と介護の連携の推進に必要な研修を実施します。	介護保険課 高齢者福祉
	5	在宅医療・介護連携推進協議会(P72)	医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、医療ソーシャルワーカー、ケアマネジャー等で構成する会議体を設置し、情報共有を行うためのソールの作成や多職種連携研修の実施など、医療と介護の連携を進めます。	高齢者福祉課
	5	医療連携推進事業(P72)	区民及び医療機関への情報発信を行い、正しい医療情報の浸透や、区内各医療ネットワークの連携向上を図ります。区内薬局による残薬調整事業を支援します。医師や訪問看護師等による定期的な管理及び指導が行われており、体調の変化等による入院治療が必要と認められた人を対象に一定数の病床を確保します。	保健計画課
	5	高齢者在宅療養支援窓口(P72)	在宅療養に関わる医療・介護資源の情報収集や区民・関係者への情報提供を実施し、医療機関と高齢者支援総合センター等の連携を推進します。	高齢者福祉課
5	医療・介護情報の提供(P72)	ホームページ・紙媒体等を活用し、適切な医療の受診方法など、在宅医療・介護に関する情報を提供します。	高齢者福祉課	
5	ターミナルケア(P72)	がんなどの終末期にある患者と家族が、住み慣れた地域で過ごせるよう、在宅緩和ケアについての情報提供や相談支援を実施します。	保健計画課	

注：調査結果に関しては、計画書P55以降に「平成37年に向けて考慮すべき事項」として記載している。同項目別に関連する事業P62以降の「第7期計画」における施策の方向性で記載している事業を抜き出し、一覧とした。

注：施策の方向性

- | |
|--|
| 1 生きがいづくりの支援
2 介護予防・重度化防止の推進
3 生活支援サービスの充実
4 ひとり暮らし高齢者等への支援と地域での支え合いの推進
5 医療と介護の連携強化
6 認知症ケアの推進
7 介護サービスの質の向上
8 自分に合った施設、住まいの選択 |
|--|

●在宅介護実態調査

アンケート項目	施策の方向性	事業名	事業内容	所管課
① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向けた普及啓発 在宅で療養している人の主な介護者の姿は、「子」、「女性」及び「50～60歳」というものでした。こうした中で、過去1年間に介護を主な理由とした離職した人は、「主な介護者が仕事を辞めた(転職除く。)」と「主な介護者が転職した」を合わせて約1割弱みられます。 そのため、今後も仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の普及啓発に取り組むことが必要です。	7	介護保険制度の情報提供(P75)	・介護保険制度等、区の保健福祉サービスについての情報提供を充実し、普及啓発を図ります。 ・介護サービス事業者のサービス内容や運営状況に関する情報について、新しい情報提供のしくみを検討します。 ・介護フェアを開催し、介護サービスや介護技術、介護職などの介護全般に関する情報を提供します。	介護保険課
② 仕事と介護の両立支援 今後も働きながら介護を継続することは、「何とか続けていける」が約7割であるのに対し、要介護3・4・5の主な介護者の約2割は「続けていくのは難しい」と回答していました。 一方、仕事と介護の両立支援策は、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」や「制度を利用しやすい職場づくり」などの企業における取組があげられていました。 仕事と介護が両立できる職場環境づくりを促進するため、介護休業制度等の導入・定着、制度の利用促進や、男女がともに仕事と家庭のバランスがとれた生活を送れるよう、「ワーク・ライフ・バランス」の取組を働きかけていく必要があります。	7	介護保険制度の情報提供(P75)	再掲	介護保険課
③ 主な介護者の不安に感じる介護等の負担軽減 主な介護者の不安に感じる介護等は、「夜間の排せつ」、「認知症状への対応」、「外出の付き添い、送迎等」などが多くあげられており、要介護度別にみると、要支援1・2では「外出の付き添い、送迎等」や「入浴・洗身」、要介護3・4・5では「夜間の排せつ」、「日中の排せつ」及び「認知症状への対応」が多くあげられていました。 このように、主な介護者の不安に感じる介護は要介護度によって求められているサービスの内容が異なることから、主な介護者が働きながら介護を継続することができるよう、介護者の視点に立って介護等の負担を軽減する取組を充実することが必要です。	7	介護保険制度の情報提供(P75)	再掲	介護保険課
④ 生活支援サービスの充実 利用している介護保険サービス以外の支援・サービスは、「掃除・洗濯」、「配食」、「外出同行(通院、買い物等)」などが多くあげられています。 また、今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービスとして、「外出同行(通院、買い物等)」や「掃除・洗濯」などが多くあげられています。 主な介護者が働きながら介護を継続することができるよう、要支援・要介護認定者が希望する生活支援サービスを充実することが必要です。	3	すみだハート・ライン21(会員制有料在宅福祉サービス)(P67)	・社会福祉協議会において地域住民の参加による家事援助を中心とした有料の在宅福祉サービスを提供します。	厚生課 社会福祉協議会
	7	介護予防・日常生活支援総合事業(P77)	・訪問型サービスや通所型サービス等を実施します。	介護保険課 高齢者福祉課
	7	介護軽度者に対するホームヘルプサービス(P77)	・介護保険で要支援者と認定され、ヘルパー派遣限度回数又は区分支給限度額を超えて援助が必要な高齢者に対して、週1回(月5回まで)掃除・洗濯・買物・調理等の生活援助及び通院介助等の身体介護を行うヘルパーを派遣します。	介護保険課
	7	高齢者軽度生活援助サービス(P78)	・介護保険で要介護者と認定され、区分支給限度額を超えて生活援助が必要な高齢者に対して、週2回を限度に、掃除・洗濯・買物・調理等の生活援助を行うヘルパーを派遣します。	介護保険課

●介護サービス事業所調査

① 介護人材の不足 職員の過不足の状況は、「適正」が34.9%であるのに対し、「やや不足」、「不足」と「大いに不足」と回答した事業所を合わせた「不足」が63.1%となっており、特に確保の困難な職種は、「介護福祉士」が45.0%で最も多く、次いで「訪問介護員」が28.9%、「看護師・准看護師」が25.5%となっています。 今後も増加する介護ニーズに対応し、質の高いサービスを安定的に供給するため、多様な人材の参入促進や事業者支援を充実させ、介護人材の確保と資質の向上に向けた取り組みを推進することが求められています。	7	介護人材の確保・育成(P77)	・処遇改善加算を算定している地域密着型サービス事業者の賃金改善期間において、賃金が確実に反映されているか実施結果を点検していきます。 ・介護のおしごと合同説明会は、より効果的な内容・回数を検討して開催します。 ・介護福祉フェアを実施し、介護技術の向上や介護職の重要性及び各事業者をPRします。 ・介護施設で従事している在日外国人を対象に、日本語の習得や介護福祉士資格取得を支援するための教室を開催します。	介護保険課 高齢者福祉課
	7	サービス提供事業者への支援(P77)	・介護保険事業者連絡会を開催し、事業者が必要な情報等を適時提供することを通して支援します。	介護保険課
	7	介護支援ボランティア・ポイント制度(P77)	・区内の介護保険施設等でボランティア活動を行っている高齢者にポイントを付与し、活動交付金を支払い、ボランティア活動を奨励します。	介護保険課

<p>② 職員の離職防止と定着支援 介護人材が不足する中、他方で職員の早期離職も大きな問題となっています。職員の早期離職防止や定着促進のための取り組み状況として、事業所からは「労働時間(時間帯・総労働時間)の希望を聞いている」、「定期的なミーティング等の実施による、風通しのよい職場環境づくりを行っている」、「多様な勤務形態(短時間勤務、短日勤務、交代制勤務など)を活用している」、「時間外労働時間の削減に取り組んでいる」、「経営者や役員との意見交換がしやすい職場環境づくりを行っている」などがあげられていますが、過去1年間における職種別・在籍年数別退職者数は、介護支援専門員、看護師・准看護師、理学療法士及び作業療法士では「1年未満」や「1～5年未満」が多いのに対し、訪問介護員では「5～10年未満」が2.3人で最も多くなっています。</p>	7	介護人材の確保・育成(P77)	再掲	介護保険課 高齢者福祉課
<p>職員の早期離職防止や定着促進のため、介護従事者の専門性を確立し広く社会的な評価の向上を図るとともに、介護従事者のキャリアパスの確立に向けた取り組みを促進し、介護人材の育成や定着促進を図るなど、働く環境を整備することが必要になっています。</p>	7	サービス提供事業者への支援(P77)	再掲	介護保険課